(趣旨)

- 第1条 この要綱は、社会教育課で管理している視聴覚教材及び機材(以下「視聴覚教材等」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 市 市の執行機関(行政機関及び教育機関を含む。)をいう。
 - (2) 関係行政機関 国及び県の執行機関(行政機関及び教育機関を含む。)をいう。
 - (3) 社会教育関係団体 船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準(以下「登録基準」という。)により、社会教育関係団体として登録された団体をいう。
 - (4) 福祉団体等 登録基準により、福祉団体、公共的団体及び障害者福祉団体 として登録された団体をいう。
 - (5) 教材 16ミリフィルム及び DVD をいう。
 - (6) 機材 次に掲げるものをいう。

16ミリ映写機、16ミリ映写機ワイドレンズ、プロジェクター、映写トランク、書画カメラ、ビデオ用機材、映写スタンド、プロジェクター用外部スピーカー、16ミリ映写機用外部スピーカー、録音機、スライド映写機、OHP、VHS 一体型 DVD レコーダー、Blu-ray プレーヤー、スクリーン、暗幕、ケーブル

(使用の予約)

- 第3条 視聴覚教材等の使用の予約(以下「予約」という。) は次の各号のとおりとする。
 - (1) 予約の抽選を行うものとする。
 - (2) 抽選は、使用を希望する日(以下「使用希望日」という。)の属する月の 2月前の1日(当該日が休業日に当たるときは、その翌開業日)の午前10 時から社会教育課が指定する場所で行うものとする。
 - (3) 抽選終了後の予約されていない視聴覚教材等の予約は、抽選後の午前11 時から先着順で受け付けるものとする。

(優先予約)

第4条 市、関係行政機関、社会教育関係団体及び福祉団体等が、視聴覚教材等 を使用する場合は、前条の規定にかかわらず、使用希望日の属する年度の前の 年度から予約をすることができる。 (貸出しの手続き)

- 第5条 視聴覚教材等の貸出しを受けようとする者は、社会教育課長(以下「管理者」という。)に視聴覚教材・機材貸出し申込書(第1号様式)を提出し、 承認を得なければならない。
- 2 管理者は、前項の承認をしたときは、当該申込者に対し、視聴覚教材・機材 貸出書(第2号様式)を交付して貸し出しをするものとする。
- 3 視聴覚教材等の貸出しを受けた者(以下「利用者」という。)は、返却の際、 視聴覚教材・機材利用報告書(第3号様式)により、利用状況を報告しなけれ ばならない。

(視聴覚教材等の貸出期間)

第6条 視聴覚教材等の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して 4 日以内 (休業日を除く。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、視聴覚教材等の貸 出期間の延長の申出があったときは、当該延長期間内に他の予約がない場合 に限り、4 日以内の延長を1回に限り認めることができるものとする。

(視聴覚教材等の貸出点数)

- 第7条 教材の貸出点数は、1回につき5点以内とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りではない。
- 2 機材の貸出点数は、貸出しの都度、管理者が定めるものとする。 (遵守事項)
- 第8条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用にあたっては、対価を徴収してはならない。
 - (2) 16ミリフィルム及び16ミリ映写機を使用する者は、16ミリ映写機 操作講習修了者又はこれに準ずる技術を習得している者がその操作にあた らなければならない。
 - (3) 第三者に転貸してはならない。

(滅失等の報告及び損害賠償)

- 第9条 視聴覚教材等を滅失し、又はき損したときは、速やかにその旨を社会教育課に報告しなければならない。
- 2 利用者が、故意又は過失により視聴覚教材等を滅失し、又はき損したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、視聴覚教材等の貸出しに関し必要な 事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

視聴覚教材・機材貸出し申込書

年 月 日

社会教育課長 あて

住所 団体名又は職業 氏名 電話

次のとおり視聴覚教材・機材を利用したいので申込みます。

	整理番号	の種類)種類 作品名					備	考		
視聴覚教											
教材											
72]											
	機木		機材名			数	量	備	考		
視聴											
聴覚											
機 材											
	借用・返却日	1	(借用)	年	月	日	~	(返却)	年	月	日
映写予定日				年	月	ļ	1	参加予定	定人数		名
使用目的											
使用場所											
	操作技術者名	7						修了証	番号	•	

視聴覚教材・機材貸出書

年 月 日

様

社会教育課長

次のとおり視聴覚教材・機材の貸出しを承認します。

	整理番号	教材	の種類	作品名					信	前 考	
視聴											
覚教は											
材											
	機木	機材名			数	量	信	前 考			
視											
聴 覚 機											
材材											
	借用・返却日			年	月		日 ~	(返	却)	年	月
映写予定日			年	<u> </u>	月		日	参	加予定人数		名

視聴覚教材・機材利用報告書

年 月 日

社会教育課長 あて

住所 団体名又は職業 氏名 電話

次のとおり視聴覚教材・機材利用の報告をします。

	整	E 理番号	種類		,	作品名			異常の有無			
視聴覚												
教材												
		機材	才の利	重類			機材約	Ä	梦	数量	罗	具常の有無
視聴覚												
機材												
		学校教育社会			《教育機》	関	社会教	故育団体		行政	機関	その他
使用目的	1 3 特別活動 3 一般映画会 4 就写会		留研修会 设映画会 译会)	1 講習研修会 2 講演会 3 団体集会等 4 試写会 5 その他 ()		1 講習研 2 一般明 3 試写会 4 その価 (画会	1 講習研修会 2 講演会 3 団体集会等 4 一般映画会 5 試写会 6 その他 ()		
幼	児	小学生	中	学生	高校生		青年	成 人		高齢者	教職員	合計
	人	人		人	人		人	人		人	人	人